

# 船舶事故調査報告書

平成25年6月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年9月7日（金） 23時15分ごろ
発生場所	京都府宮津市片島鼻付近の岩場 宮津市所在の宮津黒埼灯台から真方位240° 2,660m付近 （概位 北緯35° 35.2′ 東経135° 13.8′）
事故調査の経過	平成24年11月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第三みのる丸、6.4トン KT2-1063（漁船登録番号）、個人所有 11.98m (Lr) × 2.73m × 0.91m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、昭和59年4月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年12月12日 免許証交付日 平成23年3月18日 （平成28年12月11日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底キール部及び左舷外板中央部付近にFRP剝離を伴う擦過傷並びにプロペラの曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊漁客2人を乗せ、京都府京丹後市経ヶ岬北北西方沖で遊漁を行ったのち、平成24年9月7日22時10分ごろ宮津市宮津港第3区の係留地に向けて帰途についた。 船長は、操舵室左舷側後部に設置してある台に腰を掛け、自動操舵で操船に当たり、22時49分ごろ京都府伊根町 <sup>わしきま</sup> 鷲埼東方沖を通過した所において、マグネットコンパスで針路を230°に定め、宮津港第1区と第4区の間地点に向け、約17ノットの対地速力で航行した。 船長は、鷲埼東方沖を通過後、日中の農作業の疲れもあって眠気を感じるようになったが、係留地も近いので、眠気を我慢できると思い、台に腰を掛けて操船を続けた。 船長は、宮津黒埼灯台を通過したことを確認し、ふだんのように自

	<p>動操舵から手動操舵に切り替え、左舷船首方に月明かりで見える片島の約200m沖を通過しようと思い、右手で舵輪を持った姿勢で針路を保持して航行中、強い眠気に襲われ、仏崎北方沖において居眠りに陥った。</p> <p>船長は、ふと目が覚めたところ、船首方に大きな岩が見えたので、右一杯に舵を切ったが、23時15分ごろ片島鼻付近の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、僚船に救助の要請を行い、その後、118番通報を行った。</p> <p>遊漁客2人は、船長から連絡を受けて来援した僚船に移乗して係留地に帰航した。</p> <p>本船は、翌日、クレーン台船で引き上げられ、係留地近くのマリナーに運ばれた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好、 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮中央期 月出時刻 21時59分ごろ、月齢 20.0</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、平成15年9月19日に京都府へ遊漁船業の登録を行い、京都府知事に対して業務規程の届出を行っており、船長が遊漁船業務主任者になっていた。</p> <p>船長は、ふだん、操船中に眠気を催したときには、あめをなめたり、お茶を飲んだり、操舵室の窓を開けたりして居眠りをしないようにしていた。</p> <p>船長は、経ヶ岬沖の漁場から鷲崎東方沖までは定置網が多数設置されており、GPSプロッター画面に表示させた航跡の沖側を注意して航行していた。</p> <p>船長は、鷲崎東方沖から宮津黒崎灯台までの間、針路が一直線なので気が緩み、眠気を催すことが今までにもあった。</p> <p>船長は、本事故前日、昼間に農作業を行ったのち、14時00分ごろ出港して遊漁を行い、23時30分ごろ帰港し、約5時間の睡眠をとり、本事故当日も昼間に農作業を行い、14時ごろ出港して遊漁を行っており、遊漁中は休息がとれないこともあって疲れを感じていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.5mであった。</p> <p>本船には、居眠り防止装置はなかった。</p> <p>遊漁客2人は、船室で寝ていた。</p>
<p><b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし 本船は、片島鼻北東沖を手動操舵で西南西進中、操船中の船長が居</p>

	<p>眠りに陥ったことから、片島鼻付近の岩場に向けて航行し、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、疲労によって眠気を催すようになったものの、もうすぐ係留地に到着するので眠気を我慢できると思い、ふだん、眠気を催したときに行っていたようにあめをなめたり、お茶を飲んだり、操舵室の窓を開けたりせず、台に腰を掛けた姿勢で操船を続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、片島鼻北東沖を手動操舵で西南西進中、操船中の船長が居眠りに陥ったため、片島鼻付近の岩場に向けて航行し、同岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船中に眠気を感じた場合は、立ち上がって体を動かすなどして眠気を払うこと。</li> <li>・ 日中の仕事が忙しいときは、遊漁船業務を休むなどして疲労の蓄積を防止すること。</li> </ul>